旭川工業高等専門学校明誠寮連絡会規則

全部改正　　昭和42.12.９達第８号
一部改正　　昭和49.６.20達第５号　　平成20.２.19達第21号
令和２.３.17規則第40号　令和５.３.22規則第39号

旭川工業高等専門学校明誠寮連絡会規則

旭川工業高等専門学校明誠寮内規（昭和40年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は，旭川工業高等専門学校明誠寮連絡会（以下「明誠寮連絡会」という。）に関し，必要な事項を定める。

（任務）

第２条　明誠寮連絡会は，旭川工業高等専門学校明誠寮において，学校と寮生との連絡を密にすることで，教育効果を上げるものとする。

（構成）

第３条　明誠寮連絡会は，次に掲げる者をもって構成する。

(1) 寮務主事
(2) 寮務主事補
(3) 旭川工業高等専門学校寮務委員会規則第３条第１項第３号に掲げる委員
(4) 学生課長
(5) 寮生会会長及び副会長
(6) 寮生会議長及び副議長
(7) 寮生会代表委員
(8) 寮生会選挙管理委員会委員長及び副委員長

（座長）

第４条　寮務主事は，明誠寮連絡会の座長となる。寮務主事に事故があるときは，あらかじめ寮務主事が指名した寮務主事補がこれを代行する。

（運営）

第５条　明誠寮連絡会は，原則として，毎年４月，５月，10月及び12月に開催し，寮務主事が招集する。ただし，寮務主事が必要と認めたときは，臨時に招集することができる。

（構成員以外の者の出席）

第６条　寮務主事は，必要に応じて構成員以外の者を出席させ，説明又は意見を聴くことができる。

（報告）

第７条　寮務主事は，会議の結果を総括し，校長に報告する。

（事務）

第８条　明誠寮連絡会の事務に関することは，学生課が処理する。

附　則

この内規は，昭和42年12月９日から施行する。

附　則（昭和49.　６.　20達第５号）

この内規は，昭和49年６月20日から施行し，昭和49年４月11日から適用する。

附　則（平成20.　２.　19　達第21号）

この内規は，平成20年２月19日から施行する。

附　則（令和２.　３.　17　規則第40号）

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５．３．22　規則第39号）

この規則は，令和５年４月１日から施行する。